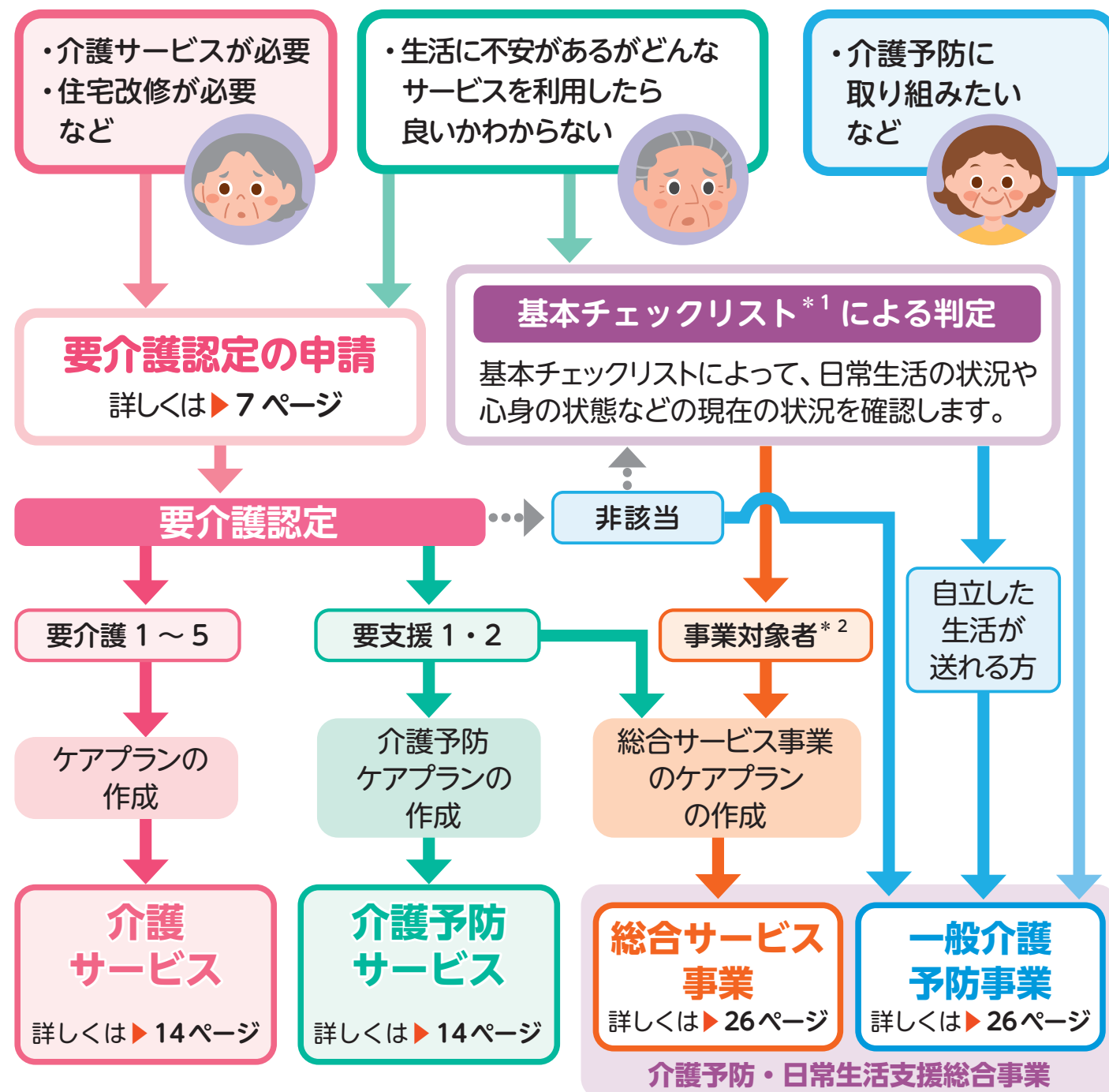


「介護や支援が必要な状態である」という認定を受ける必要があります。
「介護が必要な状態か」「どのくらいの介護が必要か」は、訪問調査、審査・判定などを経て認定結果（要介護度）を通知します。

サービス利用の流れ

相談する



おしえて!

*1 基本チェックリストとは

基本チェックリストには、25 個の質問項目があります。生活機能が低下したのを早期に把握し、一般介護予防につなげます。回答をもとに自身の状況にあったサービスを受けることができます。
(▶41 ページ)

*2 事業対象者とは

日常生活の機能が低下していると判断され、総合サービス事業を利用できる方のことです。

① 要介護認定の申請

区の窓口または、高齢者あんしん相談センターに申請をします。
申請は、本人のほかに家族でもできます。居宅介護支援事業者、介護保険施設などにも申請の依頼ができます。



申請に必要なもの

- ☐ **要介護・要支援認定等申請書**
申請窓口にあります。区のホームページからもダウンロードすることができます
- ☐ **介護認定調査連絡票**
申請窓口にあります。区のホームページからもダウンロードすることができます
- ☐ **介護保険被保険者証** (▶3 ページ参照)
- ☐ **医療保険被保険者番号等がわかるもの**
資格確認書、資格情報通知書など
- ☐ **主治医 (かかりつけ医) の情報**
主治医の氏名 (フルネーム)・医療機関名・診療科目・所在地・電話番号・直近の受診状況
※直近の受診がないと主治医が意見書を作成できない場合があります。
- ☐ **マイナンバーと本人確認書類** (▶2 ページ参照)

申請書には主治医を記入する欄があります

あらかじめ主治医の氏名・病院名・連絡先などを確認しておきましょう。
主治医がいない場合は、高齢者あんしん相談センターなどで医師の紹介をうけて、受診します。

「主治医」とはどんな人？

自身の病歴や症状をよく知っているかかりつけ医のことです。
複数の医師にかかっている場合は、介護が必要な原因となった病気の治療をしている医師を選んでください。



自分や家族が申請できない場合は申請の代行をしてもらうことができます

高齢者あんしん相談センターや居宅介護支援事業者、または介護保険施設などへ相談してください。

「居宅介護支援事業者」って何？

ケアマネジャーを配置している、区の指定を受けたサービス事業者です。サービス提供事業者との連絡・調整を行います。

② 要介護認定のための調査・審査

訪問調査の結果などをもとに、介護が必要かどうかを判断するための審査・判定が行われます。

要介護認定の流れ

1 訪問調査

区の調査員または、区から調査委託を受けた調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や生活状況、家族・居住環境について聞き取り、全国共通の調査項目をもとに調査をします。

伝えたいことを事前に
まとめておくといいですね！

訪問調査で聞かれること

- 麻痺などの有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排泄
- 清潔
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 過去14日間に
うけた医療
- 日常生活自立度

など

2 一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定をします。

3 二次判定（認定審査）

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査します。

主治医の意見書とは

区の依頼により主治医が
意見書を作成します。



③ 認定結果の通知

審査結果に基づき、認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

認定通知が届いたら、内容を確認しましょう

- ☐ 要介護状態区分
- ☐ 認定の有効期間
- ☐ 介護保険負担割証（▶ 3 ページ参照）
新規の認定のときに送付します



要介護状態区分 （要介護度）

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1

要支援2
要支援1

高
介護が必要な度合い
低

介護サービス

ケアプランを作成してサービスを利用しましょう ▶ P.10
サービスを選ぶ ▶ P.14～



介護予防サービス

ケアプランを作成してサービスを利用しましょう ▶ P.11
サービスを選ぶ ▶ P.14～



介護予防・日常生活支援総合事業

ケアプランを作成してサービスを利用しましょう ▶ P.11

総合サービス事業 ▶ P.27～



非該当

一般介護予防事業 ▶ P.28



認定には
有効期間が
あります

認定の有効期間内であっても、心身の状態が変わり、介護の手間が増え、サービス量が足りない場合は、ケアマネジャーに相談の上、認定の変更を申請してください。

認定結果が
納得できない
ときは

介護認定の結果に疑問や不服がある場合は、結果通知書に記載されている問い合わせ先まで相談してください。
そのうえで納得できない場合、結果通知を知った翌日から起算して3か月以内に、東京都介護保険審査会に審査請求することができです。

適切な
認定結果が
出るか心配

自分の状態を正しく伝えましょう

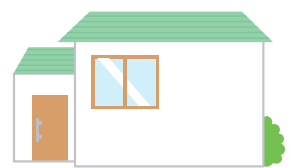
要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。24時間通しての様子を伝えたり、本人だけではなく、介護をしている方が同席して様子を伝えたりすることで、適切な認定結果が得られます。調査を受けるときは、ありのままの状態、普段どおりの状態を調査員にみてもらうことが大切です。

ケアプランを作成してサービスを利用しましょう

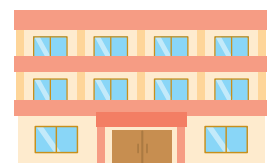
ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



介護保険施設へ
入所したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

文京区などが発行する事業者一覧の中から**居宅介護支援事業者**(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。担当の**ケアマネジャー**が決まります。

2 ケアプランの作成

ケアマネジャーがケアプランを作成します。利用者や家族とサービス提供事業者が検討して、利用者の同意を得て決定します。

3 居宅サービスの利用開始

サービスを提供してくれる事業者と契約をします。
ケアプランに基づいた**介護サービス**(▶14ページ)を利用します。



1 介護保険施設に連絡

入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込み、契約します。

2 ケアプランの作成

入所する施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。利用者や家族と施設職員が検討して、利用者の同意を得て決定します。

3 施設サービスの利用開始

ケアプランに基づいた介護保険の**施設サービス**(▶22ページ)を利用します。



要支援1・2の方

1 高齢者あんしん相談センター等に連絡

高齢者あんしん相談センターに連絡して介護予防サービスを利用したいことを伝えます。

2 介護予防ケアプランの作成

高齢者あんしん相談センターの職員が介護予防ケアプランを作成して、サービスの種類や回数を決定します。

3 介護予防サービスの利用

サービス事業者と契約します。介護予防ケアプランにそって、**介護予防サービス**(▶14ページ)および、**総合サービス事業**(▶27ページ)を利用します。



事業対象者の方

1 高齢者あんしん相談センターに連絡

高齢者あんしん相談センターに連絡、相談します



生活機能の低下が
見られる方

2 ケアプランの作成

生活機能低下の原因を分析して、ケアプランを作成します。

3 サービスを利用

サービス事業者と契約します。
(短期集中予防サービスを利用する場合は不要)
ケアプランにそって、**総合サービス事業**(▶27ページ)および、**一般介護予防事業**(▶28ページ)を利用します。



サービスを利用するには

契約にあたっては、サービス内容や料金などをよくご確認ください。